

欧州評議会「サイバー犯罪に関する条約」について

2003年10月
外務省人権人道課

1. 経緯 背景

(1)情報技術分野の急速な発達、コンピュータ・ネットワークの発展によって、世界中で電子メールの幅広い利用やインターネットを通じた各種サイトへのアクセス、電子商取引等が可能となった(国境を越えたサイバー空間の現出)。

(2)こうしたサイバー空間は、社会の一層の発展のための大いなる可能性を秘めているが、他方で、従来型の犯罪が高度化し、また新しいタイプの犯罪も出現するようになった。こうした犯罪行為は、国境を越えて広範な影響を及ぼし得るものであり、その防止・抑制のために国際的に協調して有効な手段をとる必要性が強く認識されるようになった。

(3)こうした背景の下、欧州評議会は、サイバー犯罪からの社会の保護を目的として、サイバー犯罪の深化・蔓延に効果的かつ迅速に対処するために国際協力を行い、共通の刑事政策を採択することを目指し、本条約交渉が開始された。

(4)なお、本条約の策定過程には、欧州評議会加盟国及び米国、カナダ、日本といったオブザーバー国等が参画してきている。条約案は、2001年9月19日の欧州評議会閣僚委員会代理会合で承認され、2001年11月8日に閣僚委員会で正式採択された。

(5)本条約は、2001年11月23日にブダペスト(ハンガリー)において署名のために開放され、我が国を始めG7各国等が署名(現在までの署名国は37箇国、うち締約国は3箇国)。我が国は現在締結に向け準備中。

2. 条約の概要

本条約は、定義規定、実体法、手続法、国際協力及び最終規定から成っている。

(1)実体法の部分では、違法アクセス、違法な傍受、コンピュータ・データの妨害、コンピュータ・システムの妨害、コンピュータに関連する偽造、コンピュータに関連する詐欺、児童ポルノに関連する犯罪等について定めている。

(2)児童ポルノに関連する犯罪を規定する第9条は締約国に対し、児童ポルノをコンピュータ・システムを通じて頒布するために製造する行為、頒布する行為、アップロードやハイパーリンク等により利用可能化する行為等を国内法上の犯罪とするために必要な立法その他の措置を取ることを求めている。

(3)手続法の部分では、コンピュータ・データの保全、提出、捜索・押収等について定めている。

(4)国際協力の部分では、犯罪人引渡し等について定めている。

(了)

国際組織犯罪条約及び人身取引議定書の批准
(批准に向けて問題点等の検討)

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書

(1) 議定書の概要

本議定書は、人身取引という行為を犯罪とすることを締約国に義務付けた上で、人身取引の被害者の保護、人身取引の被害者の送還、境界に関する措置等について規定している。

(2) 採択及び発効年月日等

2000年11月15日 国連総会において採択

2002年12月9日 署名

2003年12月25日 発効予定

(3) 締約国数

42か国(2003年10月3日現在)

(4) 当省の考え方

近年急速に複雑化、深刻化している国際的な組織犯罪に効果的に対処するためには、国際社会全体の協力が不可欠であるところ、人身取引の防止及び、これらの犯罪が行われた場合の国際協力などを目指す本件議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約とあいまって大きな意義を有する。

本件各議定書の早期締結を目指すことによって、その効果的な実施のために主導的な役割を果たすとともに、国際的な組織犯罪への対策に係る法整備や法執行機関の強化を通じて国際的な組織犯罪と戦うための協力の一層の強化に努めて行く必要がある。

(5) 締結までのスケジュール

議定書締結の前提となる国際組織犯罪防止条約の締結が完了次第出来るだけ早い時期に締結することを目指して、省内関係部局及び関係各省庁との間で検討会を開催するなどして、検討を進めているところであるが、現段階において、締結時期は未定である。

(了)

国際協力の促進

(トラフィッキング根絶のための国際協力の促進の検討)

1. 人身取引問題に関する国際シンポジウム等の開催

以下の国際シンポジウム等の開催を通じ、国内外における意識喚起、社会啓発を行うとともに、政府、NGO、国際機関など様々なアクターが意見交換や協力を行う場を提供している。

(1) 人のトラフィッキングに関するアジア太平洋地域シンポジウム(2000年1月)

(2) 第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(横浜会議)(2001年12月)

(3) 児童のトラフィッキング問題に関する国際シンポジウム(2003年2月)

2. アジア地域における協力枠組み(バリ・プロセス)

インドネシアと豪の共催による「人の密輸・不法移民及び関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議」(アジア大洋州、中東から38ヶ国及び関係機関が参加。)のフォローアップ・プロセス(以下「バリ・プロセス」)において、我が国は「情報共有分野」の調整役を担当し、ウェブサイトの掲載情報の整備、情報共有活動の活性化に関する報告書の作成、情報交換会議の開催等の活動を行い、本枠組み関係国間の情報共有の向上に努めている。また、我が国はバリ・プロセスの全ての作業部会に専門家を参加させ、我が国の持つ経験・知識を関係国に広める努力をしている。

3. 国際機関や基金との協力

(1) 国際移住機関(IOM)を通じ、「メコン地域におけるトラフィッキング犠牲者帰国リハビリ支援」、「ベトナムにおける人の密輸防止キャンペーン」、「フィリピンにおけるトラフィッキング関連情報の強化計画」等のプロジェクトへの資金拠出支援。

(2) 我が国が国連に設置した「人間の安全保障基金」を通じ、「カンボジア及びベトナムにおける児童及び女性の人身売買のコミュニティ・レベルでの防止」(国際労働機関(ILO)が実施)、「フィリピンにおける人身売買の被害者支援」(国際犯罪防止センター(CICP)が実施)等のプロジェクトへの資金援助。

(了)